

用語解説

(本文中の*印の語句の説明)

***1 区独自の学力調査**

各学校の指導法やカリキュラムの改善及び充実を図り、学力の定着・向上を目指すことを目的に、小学校2年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に前年度までの学習達成状況及び学習に対する意識等を調査する。

***2 授業改善プラン**

区独自の学力調査の結果を各学校において分析した上で、各学年・各教科の学習の定着状況に応じて今年度の指導の重点や授業改善の視点を示したものの。

***3 個人票**

区独自の学力調査の結果について、十分学習が定着している項目や領域、課題のみられた項目や領域について記載し、児童・生徒一人ひとりが今後どのような学習を進めればよいかを示した結果票。

***4 学習指導講師**

基礎・基本の確実な定着を図ることをねらいとして、チーム・ティーチング、少人数授業や様々な教育活動への支援等を行うため、区独自に配置する教員免許を所持する非常勤講師。

***5 学習指導員**

基礎・基本の確実な定着を図ることをねらいとして、チーム・ティーチングや少人数授業を実施するために、区独自に配置する教員免許を所持する指導員。

***6 少人数指導**

各教科等の授業において、児童・生徒が習熟度別に複数のグループを作り、それぞれに指導者がつくことにより、個に応じたきめの細かい指導を行う授業形態・方法。

***7 テーム・ティーチング**

各教科等の授業において、担任教師とチームを組む他の教師が入り、児童・生徒の習熟度に合わせて、担任教師を助力して行う授業形態。

***8 外国語活動**

小学校5・6年生において外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う教育的活動（学習指導要領の改訂後は小学校5・6年生は外国語（教科）となり、小学校3・4年生が外国語活動となる予定）。

***9 ALT(Assistant Language Teacher:外国語指導員)**

英語の授業や外国語活動で日本人教師を補助する英語を母国語とする助手。区では、児童・生徒の英語の発音やコミュニケーション能力、異文化理解の向上などを目的に各小・中学校へ派遣し、授業を補助している。

***10 イングリッシュキャンプ**

大鳥中学校の生徒を対象に、ALTとの宿泊活動を通じて、英語によるコミュニケーションに対する意欲と能力の向上及び異文化の理解を図るため、夏季休業中に八ヶ岳林間学園において行う事業（平成28年度は3泊4日で行う実施）。

***11 イングリッシュサマースクール**

区立中学校の生徒を対象に、少人数によるネイティブスピーカーのALTとの集中的なコミュニケーションを通じて、楽しく学びながら英語によるコミュニケーション能力の向上、英語に対する興味・関心、異文化理解の向上を図るため、夏季休業中に区立中学校の教室で行う事業（平成28年度は、5日間（1日4時間）実施）。

***12 アクティブ・ラーニング**

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す教授・学習法の総称。認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

***13 プログラミング教育**

子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、コンピュータを活用できる知識・技能や物事を論理的に考えたり、より良い人生や社会づくりに生かそうとする態度を養うこと。

***14 午前5時間制**

午前中に5時間の授業を行い、午後にとりを持たせる日課のこと。午前中に集中して効率よく学習でき、午後の時間をとりをもって補習や教師の教材研究にあてることができる。平成28年度は、原町小学校が午前5時間制の教育課程となり、区内で実施校が6校となった。

*15 教育課程

学校教育の目的や目標を達成するために教育の内容を児童・生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のこと。

*16 ICT

情報(information)や通信(communication)に関する技術(technology)の総称。

*17 「特別の教科 道徳」

平成27年3月27日に学校教育法施行規則が改正され、「道徳の時間」が「特別の教科である道徳」と教科化され、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から施行される。これまでの道徳の内容を体系的・構造的に明確にし、考え、議論する道徳として、児童・生徒の道徳的実践力を養うこととなる。なお、他の教科と異なり、数値評価でなく、記述により、一人ひとりの成長を表すことになる。

*18 eラーニング

コンピュータ、インターネットなどのコンピュータネットワーク等の情報技術を利用して行う学習のこと。

*19 デジタルコンテンツ

デジタルデータで表現された文章、音楽、画像、映像、データベース又はそれらを組み合わせた情報の集合のこと。複製しても劣化しないことや、コンピュータの特性を利用したインタラクティブ(双方向)性などが特徴。

*20 教育相談

幼児・児童・生徒の心身の健全な発達を図るため、知能・発達、学業・進路適性、性格、行動、不登校、人間関係その他心理的な問題について、子どもや保護者の相談に応じること。相談者に対して心理的援助を行うことをカウンセリングといい、主にインターネット、電子メールなどの情報技術を利用して行うカウンセリングのことをeカウンセリングという。

*21 スクールカウンセラー

いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的に学校に配置された、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な経験を有する者。

*22 スクールソーシャルワーカー

学校をベースにしてソーシャルワーク(福祉)的なアプローチによって、子どもたちの生活の質を高めるためのサポートをする人のことで、活動の基本的な姿勢は、子どもの人格を尊重し、子どもの利益を最優先に考えた関わりをし、困難な状況を改善するために、子どもを取り巻く様々な人びと(家族・教員・友人など)や地域の環境にも注目し、それらの関係の中で問題を解決するための活動をする専門家。

*23 ゲストティーチャー

地域の方や専門的な知識素養をもっている人を講師・先生(ゲストティーチャー)として招き、体験談を聞いた実技の指導を受けたりする。

*24 世界ともだちプロジェクト

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に参加予定国・地域について広く学び、その中から特定の国・地域の外国人や大使館等との交流へと深化させていく活動。「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、実施するもの。

*25 環境教育

人間も地球に生きる多様な生物の一種であるという認識に立ち、環境について自然や地理・歴史などの総合的な学習を行うこと。「持続可能な社会」形成の担い手育成が目標とされる。区では、平成17年度独自に作成した環境教育推進のための学校版めぐろグリーンアクションプログラムを平成18年度から導入し、平成20年度区立全小・中学校で運用している。

*26 学校版めぐろグリーンアクションプログラム

区では、環境保全に向けた行動を区民や事業者が継続的に実施するための仕組みとして区独自の環境配慮行動プログラムの作成・普及を進め、平成17年度目黒区学校版めぐろグリーンアクションプログラムを策定し、平成18年度から順次導入を進め、平成20年度全小・中学校で運用している。

この学校版めぐろグリーンアクションプログラムは、学校での省エネ・省資源活動や環境教育・学習を計画・実施・評価・見直しという「PDCAサイクル」を通して継続的に取り組むことを目的としている。

*27 自然宿泊体験教室

教育課程の一環として、学校内における平素の指導では十分な効果をあげることができない内容について学習するため、小学校4年生から中学校1年生までを対象とし、小学校4・6年生が興津自然学園(千葉県勝浦市)を、小学校5年生と中学校1年生が八ヶ岳林間学園(山梨県北杜市)を拠点に実施している。小学校は3年間で合計7泊以上、中学校は3泊で実施する。また、小学校1校と中学校1校においては、宮城県気仙沼市において実施する。

*28 東京ユースボランティア

各校が普段から取り組んでいる地域清掃、地域行事、地域防災活動、スポーツ大会、障害者・高齢者施設等でのボランティアなどを充実・拡大し、社会奉仕の精神を養う取組。「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、実施するもの。

*29 スマイルプロジェクト

各校で計画的に行っている高齢者介護施設や障害者施設の訪問、障害のある人が感じる不便や不安を直接体験する体験活動、障害者スポーツの観戦等の思いやりの心を育てる取組や障害の有無にかかわらず、幼児・児童・生徒の相互理解を図る教育などを充実・拡大する取組。「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づき、実施するもの。

*30 めぐる子どもスポーツ健康手帳

気軽にできる運動内容や体力・健康づくりの進め方が分かる子どもが使う手帳のことで全小学生へ配布。子どもが運動したいときに手軽に使えることにより、日頃の運動の様子を記録し、運動の日常化を図る。

*31 健康増進・体力向上リーフレット

健康の保持増進や体力の向上を図る上で参考となる中学生向けのリーフレット。

*32 学校健康トレーナー

健康課題（肥満や体力不足等）のある児童の健康課題改善に資するため、各小学校で巡回指導等を行う健康運動指導士又は保健体育一種免許等を有する区独自の非常勤職員。

*33 食育

食に関する正しい知識と望ましい食習慣などを身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎を培うための教育。区では、学校における食育の目標と基本的指針、推進体制などを定めた「学校における食育指針」を策定し、食育を推進している。

*34 表彰等の制度

目黒区立学校の主幹教諭、主任教諭、教諭、養護教諭であり、教職経験10年以上で本区在職1年以上の者の中で、専門知識を有し、指導技術に優れた授業力の高い者を「授業スペシャリスト」として表彰する「目黒区立学校授業力スペシャリスト表彰制度」。平成20年度に創設。

*35 チーム学校

学校教育の活性化を目指し、教員が指導力を発揮できる教育環境の整備として、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置し、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体が、一つのチームとして力を発揮することで、学校組織全体の総合力を高めていこうとするもの。

*36 二期制

1年間を前期と後期の2サイクルとする教育課程。各100日程度のバランスのよい授業日数で構成される。区では、試行段階では「三学期制」と区別する意味から「二学期制」と呼んできたが、本格実施を機に「二期制」という制度名に統一を図った。

*37 特別学習期間

二期制のサイクルを生かし、各学校において7月や12月に設定する基礎的・基本的な学習内容について改めて定着を図る期間を特別学習期間と称している。

*38 特別支援教育

従来の心身障害教育の対象の障害だけでなくLD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童・生徒等の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

・LD [学習障害] (Learning Disabilities)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

・ADHD [注意欠陥多動性障害] (Attention Deficit Hyperactivity Disorder)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び（又は）衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

・高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

***39 特別支援教室モデル事業**

平成28年度から2年間、東京都からの委託を受け、区立中学校で実施するモデル事業。発達障害や情緒障害の生徒に対して特別支援教室の拠点校から教員が巡回して、在籍校において指導を行う。

***40 特別支援教育支援員**

小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対して支援を行う者。

***41 校内委員会**

学校内に設置する発達障害等の児童・生徒の実態把握、支援の在り方等について検討する委員会。

***42 交流及び共同学習**

障害者である子どもと障害者でない子どもと一緒に参加する活動のこと。交流は相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とし、共同学習は教科等のねらいの達成を目的とする。

***43 小・中連携子ども育成プラン**

各中学校区の小学校と中学校が共同で作成する小・中の9年間を見通した教育計画で地域の学校として育てたい子ども像やその具体的な取組を示したもの。毎年度見直しを図りながら連続性のあるカリキュラムに取り組み、児童・生徒間の交流や教員間の交流などの連携を具体的に進めることを目的とする。

***44 地域教育懇談会**

子どもたちの健全で調和のとれた成長のために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割に応じて責任を果たすとともに緊密に連携し、地域ぐるみで子育てを担っていく必要がある。区では、中学校区ごとに学校、PTA、教育関係機関、青少年育成団体などの関係者が情報交換や話し合う場として地域教育懇談会を組織し、自主的に運営している。

***45 認定こども園**

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、都道府県知事の認定を受け、保護者の就労の有無に関わらず園児を受け入れ、幼稚園と保育所の機能を一体化して運営するものである。

区では、みどりがおかこども園・げっこうはらこども園の2園を設置している。

***46 スタートカリキュラム**

小学校第1学年において、児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していけるよう教育課程を工夫すること。

具体的には、生活科において学校を探検する学習活動を行い、そこで発見した事柄について、伝えたいという児童の意欲を生かして、国語科、音楽科、図画工作科においてそれぞれのねらいを踏まえた表現活動を行うなど、総合的（2つ以上の教科をまとめて総合的に教育する）に扱うことが考えられる。

***47 小1学級支援員**

小学校入学直後の生活に早く適応できるよう、生活面や学習面の指導の充実を図るため、小学校又は幼稚園教諭の免許若しくは保育士登録証を所持する者が、第1学年の学級担任の補助を担う。区では、学級の実態に応じて必要とする学級に配置している。

***48 学校緊急情報連絡システム**

通学途中等において子どもたちの安全を守ることを目的とし、不審者情報や災害情報などの緊急情報を電子メールを利用して学校や教育委員会から保護者の携帯電話・パソコンに送信することにより、情報を共有するとともに注意を喚起し、子どもたちが事件や事故に巻き込まれることを未然に防止するための連絡システムで通称「子ども見守りメール」。

***49 こども110番の家**

地域の家庭や事業所の協力により、「こども110番の家」と表示したステッカーを掲示し、子どもが身に危険を感じたときに駆け込み、助けを求められる場所。

***50 危機管理マニュアル**

日常における学校の安全対策として、不法侵入者対応や地震・災害時における児童・生徒の安全確保策や緊急連絡体制など、教職員があらかじめ知っておくべき対応方法や役割を定めたもの。

***51 情報モラル**

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことで、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどのこと。

***52 セーフティ教室**

犯罪の被害防止や非行防止への取組、護身術などの実践的な指導。

***53 防犯教育プログラム**

小学校 1 年生の児童に連れ去りや性犯罪被害などから自分自身を守る力を身に付けさせるため、「自分の身は自分で守る」という危険回避の心構えを学ばせるプログラム。

***54 地域安全マップ**

「どんなに原因がある人でも、犯罪の機会さえなければ犯罪は実行できない」とする犯罪機会論の観点から、子どもたちの犯罪被害防止能力の向上を図るため、子どもたち自身が実際に地域を歩き、危険な場所などを調査して作成した地図。安全な場所や危険な場所の見分け方を身に付ける学習に活用する。

***55 スケアードストレート方式**

恐怖を実感することでそれにつながる危険行為を未然に防ぎ、交通ルールなどを遵守することの大切さを体感させる教育方法。

***56 ICT支援員**

学校の情報教育や I C T を効果的に活用した授業などをサポートする区独自の専門員のこと。

***57 外部指導員**

中学校において、教員ではないが学校の要請に応じて部活動を専門的に指導にあたる者。

***58 ランドセルひろば**

安全・安心な放課後の居場所として小学校の校庭等を活用し、児童がランドセルを置いたままで、異年齢児と交流しながら自由に遊べる場所を提供する事業。

***59 子ども教室**

子どもの育ちを支援するため、地域の方たちが中心となり主に小学校の施設を活用して、体験教室・スポーツ教室・実験教室・補習教室などさまざまな教室事業を実施するもの。

***60 放課後子ども総合プラン**

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室事業の計画的な整備等を進めるため、平成 2 6 年 7 月 3 1 日に策定。

***61 学校評価**

次年度以降の教育課程や学校運営の改善に資するため、学校教育法に基づき行う評価。具体的には「保護者による学校評価」「児童・生徒による学校評価」「地域の方による学校評価」「教職員による学校評価」の結果を基に各学校で自己評価を行った上で、各学校に設置する「学校評価委員会」において当該自己評価の妥当性や客観性を高めている。

***62 社会に開かれた教育課程**

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むことを目的とした教育課程。

***63 学校評議員**

各学校の校長の求めに応じて、教育目標・計画や地域との連携の進め方など学校運営に意見などを述べる者。校長の推薦により教育委員会が任命している。校長は、学校評議員の意見を参考に特色ある学校、開かれた学校づくりを進めていく。

***64 水道水の直結化工事**

受水槽を経由せず、配水管の圧力を利用して直接給水とする工事。直結化により、受水槽内に滞留しないことから冷たく良質な水が供給される効果がある。

***65 ICT環境整備**

学校においては、校内 L A N の整備やインターネット接続環境の整備をはじめ、パソコンやプロジェクタなど I C T 機器の配備などを指す。

***66 校内LAN**

学校内に整備する情報通信ネットワークのこと。校内 L A N (Local Area Network) の整備により学校内の情報の共有化が促進され高度な活用が可能になる。

***67 学校図書館支援員**

学校の読書活動及び学校図書館の機能の一層の充実を図るため、司書、司書補又は司書教諭免許を有する者及び図書館勤務経験のある者を教育委員会が公募、登録し、学校に派遣される者。

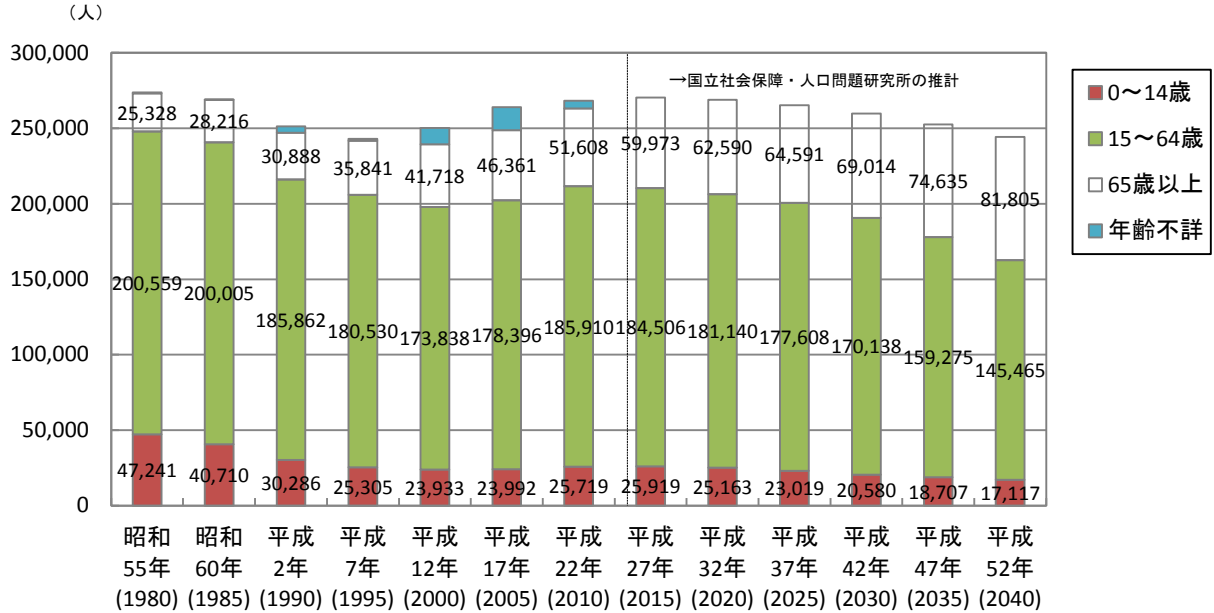
参 考 資 料

- 目黒区の状況
- 教育に関する動向
- 目黒区教育委員会の教育目標・基本方針
- 目黒区教育に関する大綱の概要

■ 目黒区の状況

1 年齢区分別人口の推移と国の将来推計

○ 年少人口、生産年齢人口は、減少傾向にあり、老年人口は増加し続けています。



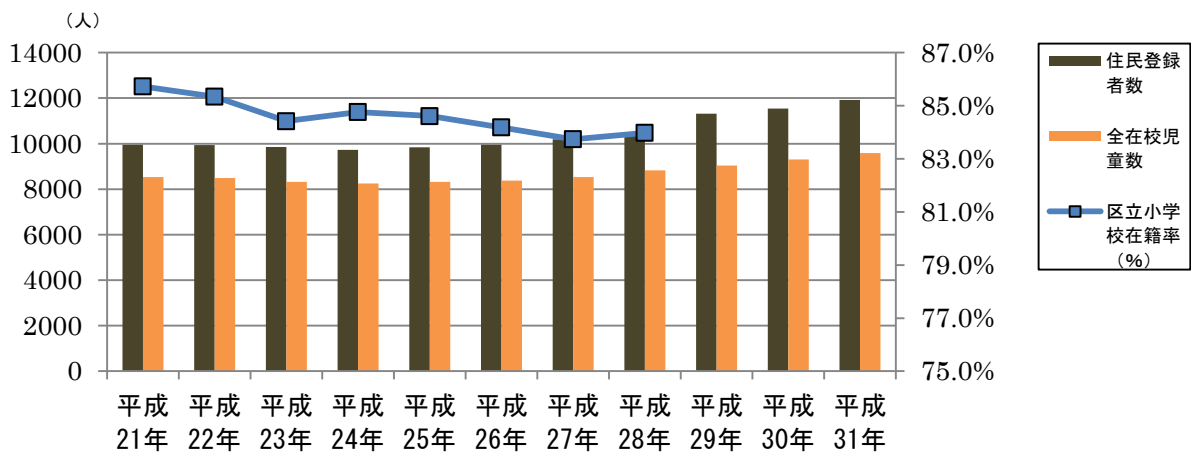
【資料】昭和55(1980)年～平成22(2010)年：総務省統計局「国勢調査」

平成27(2015)年～平成52(2040)年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(平成25(2013)年3月推計)」

2 目黒区立小・中学校の在籍率の推移と今後の見通し

【区立小学校】

- 在籍児童数は、平成25年度以降増加傾向にあり、在籍率は84%前後で推移しています。
- 住民登録者数(6～11歳)は、増加傾向が予測されています。

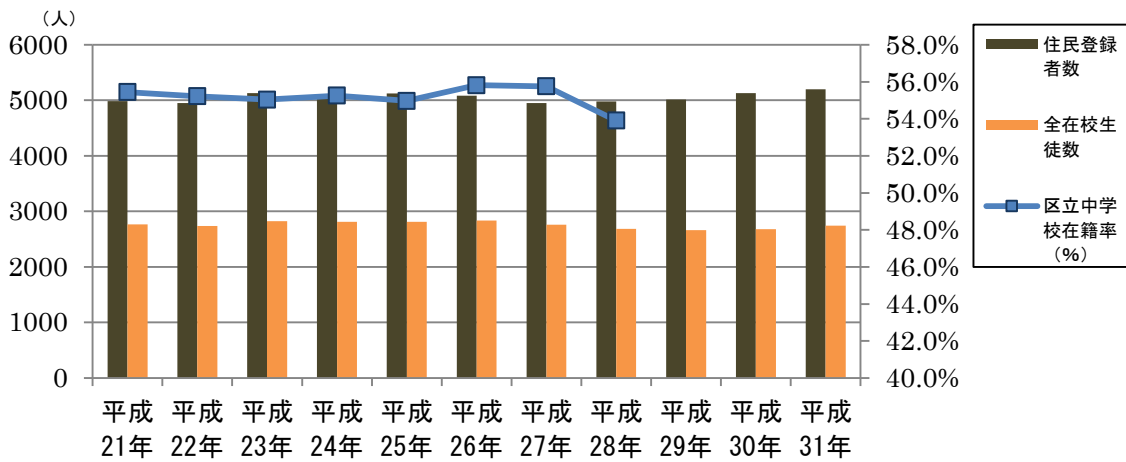


【資料】住民登録者数は、住民基本台帳(6～11歳)各年4月1日現在(ただし、平成29年以降は、「目黒区人口ビジョン」(平成28《2016》年3月)策定資料を基に作成)。

在籍児童数は、区立学校児童生徒在籍状況各年5月1日現在(ただし、平成29年以降は、東京都の教育人口等推計(平成27年9月))。

【区立中学校】

- 在校生生徒数は、平成26年度以降、減少傾向にあり、在籍率は54%前後で推移しています。
- 住民登録者数（12～14歳）は、増加傾向が予測されています。

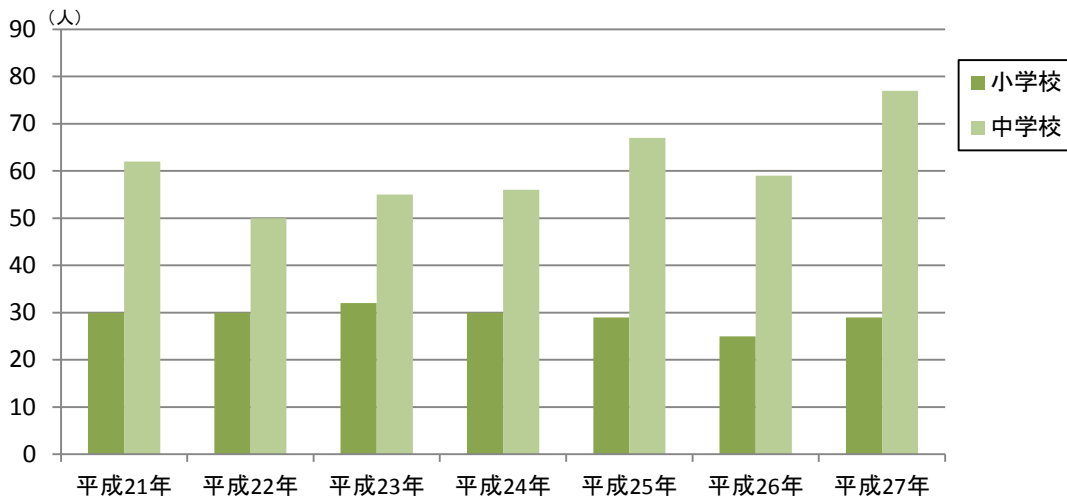


【資料】住民登録者数は、住民基本台帳（12～14歳）各年4月1日現在（ただし、平成29年以降は、「目黒区人口ビジョン」（平成28《2016》年3月）策定資料を基に作成）。

在籍生徒数は、区立学校児童生徒在籍状況 各年5月1日現在（ただし、平成29年以降は、東京都の教育人口等推計（平成27年9月））。

3 不登校児童・生徒数の状況

- 小学生の不登校児童数は、ほぼ横ばいで推移しています。
- 中学生の不登校生徒数は、増加傾向となっています。

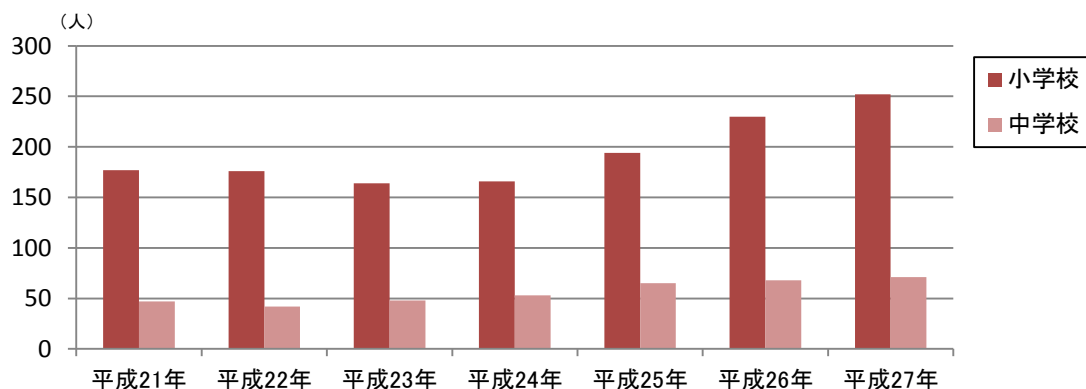


【資料】目黒区の教育

(注) 不登校児童・生徒とは・・・文部科学省の調査において、年度中に30日以上欠席した児童・生徒で何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

4 特別支援学級の児童・生徒数の状況

○ 小学校・中学校ともに特別支援学級の児童・生徒数は、増加傾向となっています。

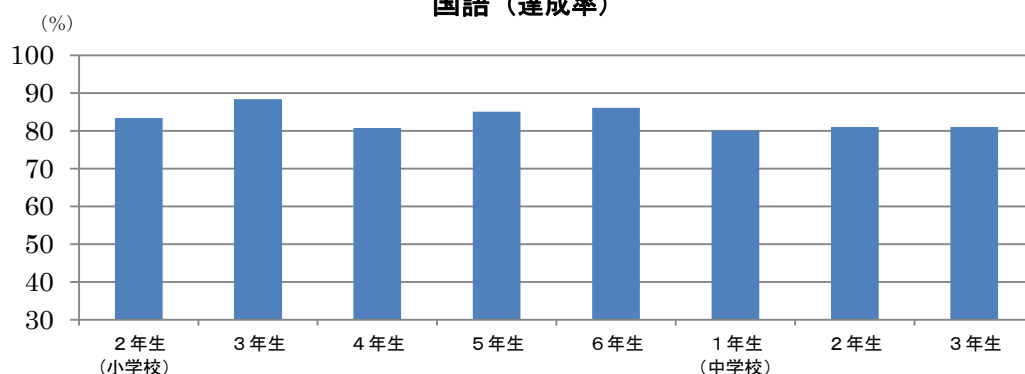


【資料】目黒区の教育（各年5月1日現在）

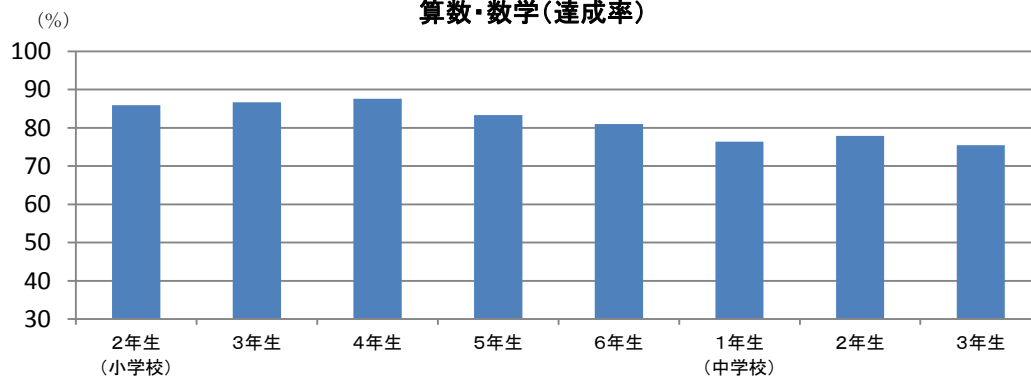
5 区独自の学力調査結果（平成28年度）の概況

- 小学生では、国語・算数の達成率が80%以上であるのに対し、社会・理科は80%以下である。
- 中学生では、国語・数学・英語の達成率が75%以上であるのに対し、社会・理科は75%以下である。

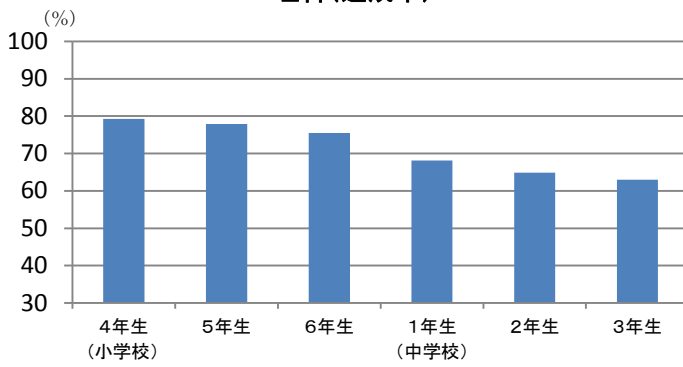
国語（達成率）



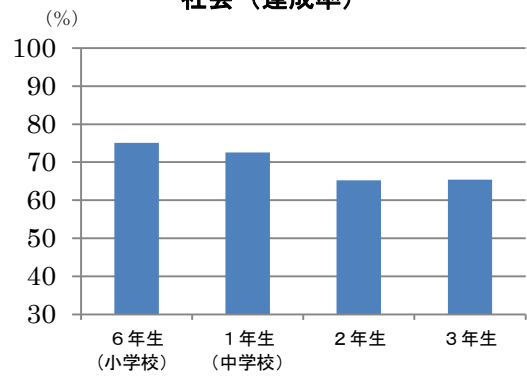
算数・数学（達成率）



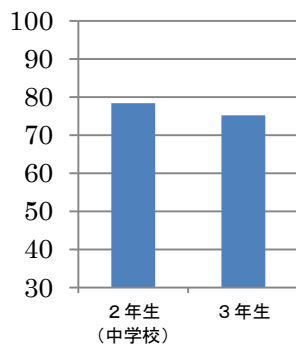
理科(達成率)



社会(達成率)



英語(達成率)



【資料】目黒区教育委員会データ

(注) 達成率: 目標値(学習指導要領で示された内容について、標準的な時間をかけて学んだ場合に、正答できることを期待した児童・生徒の割合)と同程度以上の正答率であった児童・生徒の割合。

■ 教育に関する動向

1 教育委員会制度の改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月から教育委員会制度が改正されました。

改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、首長と教育委員会との連携強化、迅速な危機管理体制の構築、地方に対する国の関与の見直しを図るものです。

改正の主な内容は次の通りです。

- (1) 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- (2) 地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- (3) 教育に関する「大綱」を首長が策定

2 「特別の教科 道徳」について

平成27年3月に学習指導要領が一部改正され、教科外であった「道徳」が「特別の教科 道徳」として教科化され、小学校が平成30年度、中学校が平成31年度から実施されることとなりました。

3 オリンピック・パラリンピック教育について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、平成28年1月に東京都が「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針を策定しました。概要は次の通りです。

(1) 対象

都内全ての公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校

(2) 期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

(3) 取組に当たっての基本的枠組

「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」を合わせた4つのテーマと、「学ぶ」、「観る」、「する」、「支える」の4つのアクションを組み合わせた多彩な取組（「4×4の取組」）を推進

(4) 重点的に育成すべき5つの資質

- ① ボランティアマインド
- ② 障害者理解
- ③ スポーツ志向
- ④ 日本人としての自覚と誇り
- ⑤ 豊かな国際感覚

■ 目黒区教育委員会の教育目標・基本方針

◎目黒区教育委員会教育目標（平成21年1月20日目黒区教育委員会決定）

目黒区教育委員会は、区民の一人ひとりが生涯にわたって学習ができ、伝統と文化への理解を深め、健康で充実した人生を送ることができるように、「豊かな人間性をはぐくむ、文化の香り高いまち」の実現を図る。

特に、子どもたちの健やかな成長を願い

- 他人を思いやり、道徳心のある人間
- 自ら学び、考え、行動する、個性と創造力豊かな人間
- 自然を愛し、美しいものに感動する心をもつ人間

の育成に向けた教育を推進する。

◎目黒区教育委員会基本方針（平成23年2月8日目黒区教育委員会決定）

目黒区教育委員会は、『教育目標』を達成するため、以下の基本方針及び施策の方向に基づき、総合的に教育施策を推進する。

【基本方針1 人権を尊重する教育の推進】

日本国憲法及び教育基本法の本質に基づき、基本的人権及び個人の尊厳を基調に、あらゆる教育の機会を通して、相互理解や連帯感を培い、偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

【基本方針2 豊かな生涯学習社会の実現を目指した学習活動の支援】

区民一人ひとりが、新たな知識や技能などを身に付けそれぞれ自己実現を図ることは、より生きがいのある人生を送ることに資するものであり、生涯にわたり自由に学習の機会を選択し学ぶとともに、地域社会の形成に寄与できるよう、必要な学習活動を支援する。

【基本方針3 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進】

高度情報化社会、国際社会の中で、日々変化する社会に主体的に対応していくためには、一人ひとりが個人として自立し、また社会の一員としてその発展に寄与する態度を養うことが求められる。

そのため、「生きる力」すなわち、確かな学力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性と創造力を伸ばし、問題解決する力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育を推進する。

【基本方針4 教育への区民参加と地域ぐるみの教育の振興】

子どもたちが、自他の生命を大切にし、一人ひとりが心豊かに健全に育つことを目指して、学校の自主性・自立性を確立したうえで、地域社会の願いや意向を反映した学校運営に努めるとともに、家庭、地域社会が教育におけるそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう支援する。さらに、家庭、学校、地域社会の連携・協力を促進し、地域全体の教育力を高める。

■ 目黒区教育に関する大綱の概要（平成28年3月策定）

1 大綱の位置付け

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定により区長が定めることとされた本区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。
- 目黒区基本計画と整合性を図った施策の大綱です。

2 大綱の期間

大綱の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。教育をめぐる社会情勢の変化が生じた場合は必要な見直しを行います。

3 大綱の目標

本区の10か年の総合計画である「目黒区基本計画」では、区政運営の指針としての「目黒区基本構想」を受け、望ましい将来像を実現するための分野別の基本的な目標として、4つの基本目標を掲げています。大綱は、このうち主に教育、芸術文化、スポーツの振興などの分野に関する基本目標である「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現を目指すこととし、基本計画に掲げる施策の基本的方向性に準じた5つの基本方針を掲げ、今日的課題を踏まえた施策を進めるものとします。

基本目標 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまちの実現

基本方針

基本目標を達成するため、以下の基本方針に基づき総合的に推進します。

基本方針1 人権を尊重する教育の推進

基本方針2 地域ぐるみの教育の振興

基本方針3 学校教育の振興

基本方針4 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興

基本方針5 芸術文化の振興